

貸付限度額一覧表

資金の種別	就学支度資金《一括交付》			修学(修業)資金《月割交付》				
目的	入学の際に一時的にかかる経費(受験料・入学支度費用)を貸し付ける資金。 ※既に在学中の場合、申込みできません。			入学後に恒常的にかかる経費(授業料・書籍代・通学費・自宅外通学に係る経費等)を貸し付ける資金。				
限度額	(一括・単位:円)			(月額・単位:円)				
	学校の種別		自宅	自宅外	学校の種別		自宅	自宅外
	小学校 ※1		64,300		国 公 立	高等学校 専修学校(高等課程)	27,000	34,500
	中学校 ※1		81,000			高等専門学校	1~3年 31,500 4、5年 67,500	1~3年 33,750 4、5年 76,500
	国 公 立	高等学校 専修学校(高等課程) 専修学校(一般課程)	150,000	160,000		大学	71,000	108,500
		大学・短期大学 高等専門学校 専修(専門課程)	410,000	420,000		短期大学	67,500	96,500
		大学院	380,000			専修学校(専門課程)	67,500	78,000
	私 立	高等学校 専修学校(高等課程)	410,000	420,000	私 立	高等学校 専修(高等課程)	45,000	52,500
		大学・短期大学 高等専門学校 専修(専門課程)	580,000	590,000		高等専門学校	1~3年 48,000 4、5年 98,500	1~3年 52,500 4、5年 115,000
		大学院	590,000			大学	108,500	146,000
	修業施設 ※2		272,000	282,000		短期大学	93,500	131,000
						専修学校(専門課程)	89,000	126,500
					専修学校(一般課程)		54,000	
					大学院(修士課程)		132,000	
					大学院(博士課程)		183,000	
					修業資金		68,000	
※1 小中学校の就学支度資金については、所得税非課税世帯のみ申請ができます。(他の制度で入学祝金等を受け取る場合にはその金額分を差し引きします。)								
※2 修業施設は厚生労働大臣が定めるものに限りです。								
※大学等における修学の支援に関する法律に基づく高等教育の修学支援新制度(日本学生支援機構)による給付型奨学金の支給、入学金・授業料の減免を受けるときは、当該支給及び減免の額に相当する額を控除した額が限度額となります。また、申請時に当該支援額が不明の場合は、支援確定後に、入学金の減免については償還いただき、給付型奨学金及び授業料の減免については、貸付額の減額になりますので、支援を受ける場合は必ず申告してください。								
申請期間	貸付を希望する月の前月の20日まで(土日祝日の場合は前開庁日) ※入学後、申込不可			貸付けを開始したい月の前月の20日まで(土日祝日の場合は前開庁日) ※在学中でも申請可				
	○事前に申請書を受領のうえ、期限までに必ずお住まいの区の福祉事務所子育て支援課へ提出してください。 ○合格発表前でも申請できます。ただし、指定期限までに合格通知書等が提出されない場合、希望月に貸付できません。 ○貸付を受けた学校と異なる学校に進学した場合は、貸付金を一括償還していただくことがあります。							
貸付日	月末(土日祝日の場合は前開庁日) 【一括交付】			原則、毎月末(土日祝日の場合は前開庁日) 【月割交付】 ※必要な場合は一括交付可				
	○借用書が提出期限までに提出されない場合は希望月に貸付けできません。							
据置期間	貸付けを受けて進学した子が卒業した翌月から6か月間 ※修業資金の場合は、貸付事由が終了した翌月から1年間。 ※ただし、途中で学校を辞めた(退学した)場合は、その翌月から6か月間が据置期間となります。							
償還期間	高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院 専修学校(高等・専門学校)		目安として在学期間の2倍程度(最長20年)					
	修業施設・専修学校(一般課程)		最長5年					
利率	高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院 専修学校(高等・専門学校)		目安として在学期間の2倍程度(最長20年)					
	専修学校(一般課程)		最長5年					
修業資金		最長20年						
無利子 (ただし、償還金を滞納したときは年3%の違約金(遅延損害金)を請求します。)								